

## (1) 標準化に係る状況について(概要)

○ 国の動向 前回の本部会(2024年2月8日)から現在に至るまでの主な変更点

主な変更点	概要
システム標準化に係る補助上限額の引き上げ	初期費用に対する補助金額は、当初、人口規模に応じた額が示されていたが、移行コストが想定を超える規模であったため、自治体への費用照会結果を基に上限額が引き上げられた。(2024年3月)

## ○ 市の現状

- ・「どの基盤(ガバメントクラウドorプライベートクラウド)で、業務システムを利用するか」という点が大きな課題となっている。
- ・国の動きに応じて、本市に最適な基盤環境や運用方法等の決定及び標準化に係る予算要求が必要である。

※業務システム標準化の目的及びメリットについては「参考資料1」参照

※プライベートクラウド、ガバメントクラウドそれぞれのメリットについては「参考資料2」参照

## (2) 2024年2月8日の本部会以降の対応

### (1) 現行ベンダーへのヒアリング

・事業者毎に標準システムの提供方針が異なるため、事業者の標準化に向けた対応状況や提供条件について確認。

(DX戦略課、関係各課、現行ベンダー)

### (2) 本市の基本的方向性(案)の決定

・ヒアリング等を基に、経済的合理性及び既存の電子計算組織の状況等を踏まえた標準システム導入における諸条件(ガバメントクラウドorプライベートクラウド等)を定義。

(DX戦略課)

### (3) 詳細見積もりを徴取

・諸条件を事業者に提示し、詳細見積もりを徴取。

(DX戦略課、各システム所管課)

### (4) 予算要求

・今回の本部会で基本的方向性を決定  
・2024年6月補正予算に要求。

(各システム所管課)

**現段階**

## 2. 標準化におけるクラウド環境の基本的な考え方及び予算計上について

### (1) 本市のクラウド環境の基本的な考え方

- ✓本市はすでに現行の業務システムをプライベートクラウド上で稼働させ、安定した運用をしている。
- ✓令和7年度末の移行期限までに安定かつ円滑な業務システム標準化を行う。
- ✓その上で経済的合理性のある対応を選択する。

#### ◆ 現行ベンダーへのヒアリング結果を踏まえた本市が見据えるクラウド環境（今回の本部会協議事項その1）

- ✓ 経済合理性の観点から、スタートアップとなる2025年度～2029年度（第1期とする）においては、プライベートクラウド及びガバメントクラウドを併用する。
- ✓ プライベートクラウドで構築が可能かつ費用比較の上安価なシステムはプライベートクラウドで構築する。  
・ガバメントクラウドと比較して性能面の問題はなく、デジタル基盤改革支援補助金の対象となる（※参考資料3参照）
- ✓ プライベートクラウドに構築ができないシステムはガバメントクラウドに構築する。  
第1期中に生じた諸課題の整理、経済合理性、ベンダの状況、競争性等を踏まえ、2030年度～2034年度（第2期）のクラウド環境を選択する。

### (2) 2024年6月補正予算計上に向けた参考見積徴取の実施

#### ◆ 業務システム標準化に係る予算要求を2024年6月補正で行うため、上記の考え方を基に、次の条件を付して現行ベンダーから見積徴取を実施（3/1～3/19）

- ✓ プライベートクラウド及びガバメントクラウドのどちらでも構築可能な場合は、費用比較のためそれぞれの環境で構築した場合の見積を徴取  
→ 経済的合理性の疎明が今後必要になるため
- ✓ プライベートクラウドに構築ができない場合は、ガバメントクラウドで構築した場合の見積のみ徴取

## (参考資料1) 業務システム標準化の目的及びメリット

### 標準化の目的(地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第1条)

- ✓ 国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境の整備
  - ✓ 情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営の確立
- これらが国・地方自治体共通の課題であり、これらの解決のために業務システムの標準化を行う

### 標準化のメリット(地方公共団体情報システム基本方針)

- ✓ 【競争環境の確保】機能要件等の仕様の標準化、データ要件・連携要件に関する標準化基準への適合性を確実に担保することで複数の事業者による競争環境が確保される。  
⇒ 他事業者への移行が容易になるとともに、競争が働くことで自治体のシステム調達に係る費用が低減する。  
⇒ 標準仕様については国が作成するため、市の仕様書作成にかかる時間や労力が低減する。
- ✓ 【システムの所有から利用へ】クラウドを活用することで地方自治体が従来のようにハードウェアやソフトウェアを自前で整備・管理する負担が軽減される  
⇒ 削減できた人的・財政的リソースを地域の实情に即した企画立案業務等本来職員が行うべき業務に注力できるようになる。
- ✓ 【迅速で柔軟なシステムの構築】制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応のために標準準拠システムの改修が必要である場合、国が標準化基準の策定・変更を行うことで、地方自治体が個別に対応する負担が軽減され、必要最小限で迅速な改修が可能となる。

## (参考資料2) プライベートクラウド・ガバメントクラウドそれぞれのメリット

### プライベートクラウド活用のメリット

- ✓ ガバメントクラウドと比べクラウド利用料が安価である
- ✓ 現行がプライベートクラウドのため、現行の運用で培った実績を活かした運用が可能である
- ✓ ガバメントクラウドより費用の算出が明確である
- ✓ 国契約のガバメントクラウドに比べて責任分界点が少なく明確である

### ガバメントクラウド活用のメリット

デジタル庁資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について」より抜粋

- ✓ サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながる
- ✓ ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティ対策や運用監視を行う必要がなくなる
- ✓ ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となる
- ✓ ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となる

## (参考資料3) プライベートクラウドの利用について

原則としてガバメントクラウド上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業がデジタル基盤改革支援補助金の対象であるが、プライベートクラウド上での標準準拠システムへの移行であっても下記の条件を満たせば補助金の対象となる。

1. ガバメントクラウドと性能面・経済的合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的なモニタリングを行うこと。

⇒ 性能面については、下記のとおり条件を現行環境は満たしている。

性能面比較項目	現行環境の適合状況 (○:適、×:不適)
標準システムの非機能要件への適合	○
データセンターの物理的所在地が国内であること	○
情報資産について合意を得ない限り 日本国外への持ち出しを行わないこと	○
裁判管轄が国内で契約が日本法に基づくもの	○

プライベートクラウド、ガバメントクラウドの併用については、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に関するQ&Aにおいて認められている。

2. ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と必要なデータ連携させることを可能とすること。

⇒ 連携基盤を別途構築することで、ガバメントクラウドとの接続及びデータ連携を行うことを想定している。